

# 高校の「公設民営学校」法案に反対する（声明）

日本高等学校教職員組合

「構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」（以下、「特区法改正案」）が第162国会に提出されています。この法案は、「規制改革・民間開放推進会議」の第1次答申（追加答申－2005年3月）にもとづき文科省がだした「規制改革・民間開放推進3ヵ年計画（改定）」（以下「3ヵ年計画」）で掲げた「学校の『公設民営化方式』の解禁」を具体化したものです。

その内容は、「私立学校法の特例として、特区において、地方公共団体と民間との連携、協力にもとづき設置、運営される公私協力学校について、当該地方公共団体が、公私協力学校を設置、運営する学校法人に対し、教育に必要な施設、設備の無償による貸付け等を行うとともに、当該学校法人の設立に係わる寄附行為の認可の審査について特例措置を講ずる」（提案理由）というものです。「公私協力学校」とは、地方自治体と民間企業等が協力して私立学校の一類型として位置づけられ、地方自治体が学校施設等を無償または廉価で貸与又は譲渡し、学校運営に要する経費の不足分を補助するので、学校設立にあたっては、従来学校の安定した経営のために規制されていた資産審査（寄附行為の認可）をせず、認可できるようにするというものです。

すでに、株式会社による学校設立は、同じ「特区法改正」により導入されていますが、学校法人を設立した上で、認可されたものです。今回の「特区法改正案」は、この学校法人を設立する際に、自治体の施設・設備の提供と資金を背景に、株式会社等が簡単に学校経営に参入するシステムをつくるものです。

文科省は、この「公私協力学校法人」方式による公設民営学校を導入する趣旨として、「多様な教育的ニーズに応えることが困難である公立学校の運営に際して民間の創意と工夫を活用することと、公立学校の設置・管理に要する公的資金をより効率的にすること」（「3ヵ年計画」）をあげています。しかし、この説明からも今回の「特区法改正案」の問題点は明らかです。

それは第1に、公立学校の運営が、「多様な教育的ニーズ」に応えられないのであれば、一般的には、それを是正すれば足りることであり、正当な導入の根拠とは言えません。この「多様な教育的ニーズ」が、具体的にどのようなものであるのかは不明ですが、特区を申請している自治体のケースから考えると、本来、公教育として整備すべきものであり、民間企業を参入させるような「多様な教育的ニーズ」は、見あたりません。野田市から申請されている「高校再編整備計画によって廃校になる定時制高校の公設民営方式による新たな定時制設置」を例にとれば、自治体が必要としている定時制高校を存続させればすむことです。

第2に、「公立学校の設置・管理に要する公的資金をより効率的にすること」にしても、国・県が財政負担すればすむものです。また、それは教育行政の責任です。それを、当該自治体だけに負担を強いるために、負担を強いられる自治体の財政負担を軽減する手法として、株式会社等との公私協力学校法人の導入を企図しているとしか考えられません。

第3に、参入する株式会社は、株式会社という性格上、学校経営を通して利潤を生みだそうとし、同時に教基法・学校教育法の教育目的を歪めかねない特定の「人材育成」のために資金を投入することになります。学校法人それ自体で利潤を生みだすことはできませんが、関連する教育産業分野でもうけを生みだすことはできるのです。株式会社が、公教育を守るためのいわゆる篤志家になりえないのは当然のことです。

2004年4月には、高等学校設置基準が大幅に切り下げられ、安上がりの学校施設・設備と少人数での教職員配置が可能になりました。この4月には、学校教育法施行規則の「改正」で、学外での学修を従来の20単位から36単位まで認定するという、高校教育の水準を全体的に切り下げる法令の整備がすすめられてきました。文科省は、新たな学校の設置の際に、この切り下げた高校設置基準を適用することを言明してきましたが、公設民営学校が、その対象になることは容易に想像できません。

政府・文科省は「教育の構造改革」として、全体としては教育財政を縮小しながら、一部のエリート養成のためには施設・設備や教職員を財政的にも潤沢に手当てをし、高校に本格的な格差を持ち込む大規模な「多様化」再編政策を推しすすめています。また、教育財政を縮小するために、教育における公費負担主義から一層の「受益者負担」への転換をすすめています。公設民営学校は、私学であるだけでなく、株式会社等が経営するために、当然、授業料等学校納付金が多額になることが予想され、父母負担の増大は避けられません。教育の中立性も損なわれかねません。また、公設民営方式は、高校再編計画が生みだした父母・住民（自治体）との矛盾を糊塗するものであり、自治体の負担で全国的な高校統廃合の受け皿をつくる役割をも持つものです。

政府は、いわゆる「三位一体改革」で、財政負担を自治体に押しつけ、自治体に保育所・図書館等の公的施設に指定管理者制度を導入させる財政的圧力を持ち込んできていますが、同様の方法で学校の公設民営化への道を広げようとしています。もともと、構造改革特区は、「構造改革を加速させるために突破口」として位置づけられているものです。この公設民営学校が全国的に広がれば従来の高等学校の姿は一変し、ほんの一部の教育条件がゆきとどいている高校と貧弱な高校との歴然とした格差や自治体財政の多寡を反映した格差が持ち込まれることになります。

憲法・教基法は、子どもの「人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者」（教基法1条、教育の目的）を育て、人間の尊厳を実現し、子ども学習権、発達権を実現するという社会の公共的な価値を実現する営みであり、教育行政は、そのために「教育の機会均等」（教基法3条）を保障し、「教育条件を整備する義務」（教基法10条）が課せられています。学校の公設民営化は、この教育の公共性に反するものです。全国高等学校長協会、全国定時制通信制高校長会は、すでに「学校の管理運営の民間委託」（公設民営）について審議していた中教審「行財政部会」で、教基法・学校教育法を守る立場から厳しい批判的見解（2003年10月）を明らかにしています。

今、高校教育に求められているものは、すべての生徒に基礎的な学力と多様な進路選択の力を育てることです。とりわけ、日本の学力問題の深刻さやフリーター・ニート問題など日本の未来にかかわる国民的な関心と願いに高校教育は、どう応えるのかが問われています。今回の「特区法改正案」は、このような父母・国民の切実な願いに反するのみならず、日本社会の未来に責任を負うという教育の公共性に反するものです。

日高教は、憲法・教基法の理念を形骸化させ、子どもの学習権を奪い、父母負担を増大させる「特区法改正案」に反対し、「構造改革」路線の中止を求めるとともに、あらためて教育予算を増やし、国の責任で教育条件整備をはかることを政府・文科省に要求するものです。

2005年4月21日